【商品概要説明書】

横浜信用金庫

勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金）

（令和６年８月１日現在）

１．商品名	勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金）
２．販売対象	・勤労者である個人（契約時満 55 歳未満の方）
３．期　間	・積立期間　　５年以上（年１回以上、定期的に預入することが必要。） ・据置期間　　６ヶ月以上５年以内 ・年金受取期間 ５年以上 20 年以内
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・給与または賞与からの天引きによる。 預入日から年金元金計算日（受取開始日の３ヶ月前の応答日）までの期間が１年以上の場合は、預入毎に期日指定定期預金を作成します。預入日から年金元金計算日間での期間が１年未満の場合は、預入毎に自由金利型定期預金（M型）〈単利型〉を作成します。 ・１，０００円以上 ・１，０００円
５．払戻方法	・据置期間経過後かつ満 60 歳に達した日以降、5 年以上 20 年以内の期間にわたり、3 ヶ月毎に指定口座に振込みます。
６．利　息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・各積立預入時の当金庫所定の利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を１円とし、1 年を 365 日とする日割計算で、期日指定定期預金は１年毎の複利計算。
７．税　金	・550 万円まで非課税（ただし、財形住宅と合算で 550 万円。） ・残高が 550 万円を超過した場合、又は積立中断期間が 2 年以上に及んだ場合等非課税の要件を満たさなくなった場合は、その後に支払われる利息に 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・やむを得ない事情により年金形式以外で払戻す場合は、過去 5 年間さかのぼって利息に 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。ただし、年金受取開始後 5 年経過している場合は、解約利息のみに 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
８．手数料	―――
９．付加できる特約事項	―――
10．中途解約時の取扱い	・期日指定定期預金を満期日前に解約する場合は、預入された各期日指定定期預金毎に預入期間に応じた裏面の中途解約利率により、1 年複利計算した利息とともに支払います。 ・自由金利型定期預金（M型）を満期日前に解約する場合は、預入された各自由金利型定期預金（M型）毎に預入期間に応じた裏面の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。

このまちの未来をともにつくる
横浜信用金庫

11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。
12. リスクに関する事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120 - 828 - 833）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045 - 211 - 7716）、東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 5524 - 5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他参考となる事項	・他金融機関を含め、お一人様１契約となります。 ・一般財形預金、財形住宅預金との併用は可能です。

【中途解約利率一覧】

預入金額ごとの預入期間	１年未満	１年以上３年以下
６か月未満	解約日における普通預金の利率	解約日における普通預金の利率
６か月以上 １年未満	約定利率×５０％	２年以上利率×４０％
１年以上 １年６か月未満		２年以上利率×５０％
１年６か月以上 ２年未満		２年以上利率×６０％
２年以上 ２年６か月未満		２年以上利率×７０％
２年６か月以上 ３年未満		２年以上利率×９０％